

福山市立能登原小学校生徒指導規程

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章 学校生活に関すること

第 1 条 (目的)

集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、児童が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

第 2 条 (服装)

衛生的で整った身だしなみに気をつけさせ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

<学校で規定する服装>

(1) 登下校の服装

【 夏季 】

男 子	女 子
白色のポロシャツ	白色のポロシャツ
紺色の短いズボン	紺色の奨励スカート (下着が見えないようにスカートの下にスパッツなどははく場合は、スカートの下から出さない。)

【 春・秋季 】

男 子	女 子
白色のポロシャツ (寒さを感じる時は黒・紺・白・グレーのベスト またはセーター・奨励服を着用してもよい。)	白色のポロシャツ (寒さを感じる時は黒・紺・白・グレーのベストまた はセーター・奨励服を着用してもよい。)
夏季に準じる	夏季に準じる

【 冬季 】

男 子	女 子
奨励服 ※ 寒い場合はベストやセーター (黒・紺・白・グレー) をシャツの上に着用してもよい。 ※ 体調に合わせて、防寒用帽子・長ズボン・マフラー・ネックウォーマー・手袋・靴下・シューズを着用してもよい。 長ズボン・靴下・シューズについては担任に連絡する。	
夏季に準じる	夏季に準じる

(2) ランドセル

登下校では、ランドセルを使用する。

(3) 名札

左胸につける。

(4) 帽子

帽子をかぶって登校する。

(5) 靴・上履き

通学靴は運動に適したものをはく。学校へ来たたら靴下をぬいで素足になる。

※厳寒の時期のみ体調に合わせて校内で靴下・シューズをはいてもよい。

(6) 靴下

靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）のものを着用する。くるぶしのかくれる長さのものとする。学校へ来たたらぬぐ。

(7) 手袋・マフラー・ネックウォーマー等

冬期は登下校時にのみ着用してもよい。

(8) 体操服

能登原小のプリントの下に記名をする。

既定の服装にできない場合は、保護者から担任に申し出て学校の許可を得る。

※水泳授業を見学する際には体操服に着替える。

(9) 水着

スクール水着（名前の布を後ろに縫い付ける）

(10) 水泳帽

学年によって色を変える（次年度の新入生は今年度の6年生のカラーとする。）

※健康，その他の特別な理由により，上記規程以外の服装を必要とする場合は届け出て許可を得ること。

第3条（頭髪）

清潔かつ自然な髪型を大切にし，学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにさせる。

頭髪について，毛染め・パーマ・モヒカン・そりこみ等のある児童には，保護者へただちに直すことを依頼する。ゴムやピンで髪をまとめる場合は，髪止めは飾りのない物とし，ピンやゴムは落ち着いた色（黒・紺・茶）にする。

第4条（不要物・持ち物等）

学校には，教科書・学習品等，学校生活に必要なもの以外は持って来ない。違反があった場合，学校で預かり，懇談時に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

(1) 自分の持ち物には，必ず記名をする。

(2) 筆箱の中身は，鉛筆5本，赤鉛筆（赤ペン），消しゴム，ネームペン，マーカーペン（3色以内），定規を基本とする。シャープペンシルは禁止。

その他必要なものについては，担任と相談する。

(3) カバンや筆箱などの学用品に，飾り（キーホルダー等）をつけない。

(4) 置き傘はしてもよい。（記名をして所定の場所に置く）

(5) 飲み物として，水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。

(6) カイロは持ってきてもよいが，ポケットや服から出さない。

(7) 持って来てはいけないもの

お金，携帯電話や情報通信機器，ゲーム類，マンガ，お菓子，装飾品，シャープペンシル，カッターナイフ等危険物，その他学校での学習活動に必要でないものは，持参しない。やむをえず持参した場合は，登校時に担任に預ける。

第5条（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める

- （1） 8時25分までに登校する。
- （2） 完全下校時刻は、16時00分とする。
- （3） 欠席および遅刻の場合、8：00までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告してから教室に行く。
- （4） 早退の場合、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- （5） 登校したら、原則校外には出ない。
- （6） 3日以上欠席が続く場合には家庭訪問したり、保護者に来校してもらったりして家庭との連携を密にする。

第6条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。地区児童会等で登下校の振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら指導を続ける。

- （1） 通学路を守って登下校する。
- （2） 右側を2列以内で歩く。
- （3） 歩道があるところは歩道を歩く。
- （4） 知らない人について行かない。
- （5） 寄り道しないで登下校する。
- （6） 金銭等を拾得した場合は、学校に来て教頭や担任に預けるか警察に届ける。

第7条（校内の生活）

（1）朝の準備

登校したら学習の準備をする。

靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。

（2）学習規律

授業では、自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導、保護者との連携を行っていく。

- ① 次の授業の準備をしてから休憩をする。
- ② チャイムで授業開始の号令がかけられるようにする。
- ③ みんなに聞こえる声で話す。
- ④ 「はい」と返事をし、立って発言する。
- ⑤ 話している人の方を向いて、内容を考えながら相手の話を聴く。
- ⑥ ノートに書くときは下敷きを使用し、鉛筆の持ち方に気をつけて書く。
- ⑦ 足は床につける。

(3) 特別教室の使い方

児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときに指導を行う。鍵の施錠、開錠は担任が行い、勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(4) 休憩時間

安全に楽しく遊ぶために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と生徒指導部が連携して指導にあたる。

- ①休憩時間に特別教室や体育館に勝手に入らない。
- ②雨の日は、教室等で工夫して静かに過ごす。
- ③教室の中、廊下、階段では騒いだり走ったりしない。
- ④使ったボールや一輪車・竹馬は責任を持って片付ける。
- ⑤校外にボールが出た時は取りにいかない。すぐ先生に伝える。
- ⑥校内放送は、静かに聞く。
- ⑦授業開始3分前には教室へ入る。

(5) 給食

自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、適時全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については担任と生徒指導部が連携して指導を行う。

- ① 給食前には、全員手洗いをする。
- ② 給食当番はせっけんで丁寧に手を洗い、帽子やエプロン、マスクをつけて準備をする。
- ③ 給食で出されたものは、できるだけ残さず食べ、給食以外の時間に食べたり、家に持って帰ったりしない。

(6) 掃除

自分たちの学校の美化に取り組ませるため、掃除について決まりを設ける。各担当が掃除時間に清掃指導を行う。また、掃除終了後に振り返りを行い、意欲と目標を持って掃除ができる児童を育成する。

取り組みに課題のある児童については、掃除場所担当・担任・生徒指導部が連携して、個別指導を行う。

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。
- ②時間いっぱい掃除をする。
- ③だまって掃除を行う。

(7) 保健室

体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。状況によっては保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(8) その他

その他以下のことを規定する。

- ① 学校内の施設設備を破損した場合や破損を発見した時は、職員室に届け出る。
次のように故意に行ったと判断される場合は、実費弁償したり、場合によっては関係機関と連携したりする。
 - ・壊した物の方に向かって意図的に物を投げていた。
 - ・意図的に叩いたり、落としたりした。
- ② 校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動など）においても、この規程通りとする。
- ③ 部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。
無断で学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。

第1条（遊び）

校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールを守るよう決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適時個別指導・一斉指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 外出するときは、防犯ブザーを持ち「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 4月～9月は18時、10月～3月は17時には帰宅する。（春休みは17時30分）
- (3) 子どもだけのときは、家の中で遊ばない。（ゲームもしない）
- (4) お金の貸しやおごり合いをしない。
- (5) ゲームの貸し借りをしない。
- (6) 友だちから物をもらったり、友だちに物をあげたりしない。交換もしない。
- (7) 校区外へ子どもだけで行かない。
- (8) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。（エアガン、火遊び、海や川での遊び等）
- (9) 子どもだけのときには、屋外で飲食をしない。
- (10) 夜間は、遊びに行かない。子どもだけで友達の家に宿泊する際は保護者の了解を得る。
- (11) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (12) 知らない人（不審者）に声をかけられても、絶対についていかない。

第2条（交通安全）

交通ルールを守り、安全な歩行をし、自転車の乗り方には十分気をつける。適時個別指導・一斉指導を行う。交通安全については、交通安全協会と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 自転車の点検（特にブレーキ）を行う。
- (2) 左端を一列に走る。二人乗りをしない。

- (3) 信号を守り、左右の確認をする。カーブではスピードをゆるめる。
- (4) 自転車を置くときは、交通のじゃまにならないよう道路の端に置き、必ず鍵をかける。
- (5) ヘルメットを着用する。

第3条（防犯）

自分の命や社会のルールを守り、安全な生活を送るように、適時個別指導・一斉指導を行う。警察署と連携し、年1回以上の防犯教室等を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

第4条（虐待やネグレクト（育児放棄））

保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、状況を確認の上、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

第1条（生徒指導の充実）

教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるように積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

第2条（特別な指導を実施するにあたって）

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為に具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体（市教委・警察・子ども家庭センター）などと連携促進を進める。また、解決困難な問題への対応の支援においては、他機関など、多様な人材を活用できる体制を構築する。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。（目安となる日数を第6条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

第3条（問題行動への特別な指導）

校内・校外を問わず、次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙・窃盗・万引き
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損・刃物等所持
 - ④ 交通違反

- ⑤ いじめに関係している場合
 - ⑥ 携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
 - ⑦ 登校後の無断外出・早退
 - ⑧ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「生徒指導規程」及び「学校のきまり」等に違反する行為
 - (3) 指導に従わない，などの指導無視及び暴言等
 - (4) その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第4条（反省指導の方法）

特別な指導のうち，本校の定める反省指導の段階は次の通りとする。

第1段階—本人への説諭。事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡

第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階—第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒

（個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は，その段階の次の段階の指導を行う。

第5条（反省指導の実施）

反省指導は，原則として学校反省とする。学校反省は，登校させて別室で行う。反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

(1) 反省期間中にあるテスト等は，別室で行う。

(2) 反省期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は，別途協議する。

(3) 授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ，学校，保護者が連携をもつ。

(4) 保護者参観による授業観察指導改善が見られない児童については，該当児童の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

第6条（学校反省指導の期間）

別室反省指導の期間は，概ね1時間から3日程度とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

第7条（再発防止の指導）

再発防止のために，問題行動発生日から1週間後，1ヵ月後，3ヵ月後に特別な指導を行う。

ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

第8条（授業妨害）

騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い，指導に従わない場合は，教頭・教務主任・生徒指導担当等に連絡し，教頭・教務主任・生徒指導担当等が別室で指導する。

ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

第9条（規程の周知）

この規程の周知については，児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA総会，懇談会などで直接説明を行ったり，ホームページで公開したりする。

この規程は平成30年4月27日より施行する。

生徒指導上の留意点

～教職員全員で共通理解した指導を行うために～

○ 校内での生活

- 事故防止のため、ポケットに手を入れて歩かないよう指導する。
- 危険防止のため、学校の築山、倉庫の裏、体育館の東側・南側・北側、校舎の南側・非常階段、校舎内の階段・廊下などの目の届きにくいところで遊ばないよう指導する。
- 互いを尊重し合う児童を育てるため、呼び捨てはしないよう指導する。「～さん」「～君」「～ちゃん」をつけて呼ばせる。
- 給食着を忘れた児童は、準備させず、片付けをしっかりと組みさせる。
- シャープペンシルは使用禁止、キーホルダーは付けさせないよう指導する。
- トイレのスリッパは、シューズを脱いで履くよう指導する。
- スリッパを揃えるよう指導する。
- トイレの水を流すレバーは、手で押さえさせるよう指導する。

○ 素足について

- 12月、1月、2月は、家庭からの連絡があった場合体調に合わせて靴下、シューズを履くことを担任が許可することができる。その際は、該当児童以外の児童に、理由を明らかにして素足でないことを説明する。
- 転倒防止のため、シューズを履かずに靴下だけで学校生活はさせないよう指導する。
- 外遊びの時は、靴を履いても良い。

○ 服装について

- シャツ出し、靴・シューズの踵踏みはしないよう指導する。
- 登校時にマフラー、ネックウォーマー、手袋は、靴箱の所でとる。下校時には、教室でマフラー、ネックウォーマー、手袋をつけさせて帰らせるよう指導する。
- 休憩時間等登下校以外の時間はマフラー、手袋は身に付けないよう指導する。サッカーのゴールキーパーで手袋が必要な時は、教頭に申し出て軍手を借りさせる。
- 靴下の柄物（ワンポイントは可）は、履かないよう指導する。
- ポロシャツのボタンは、一つは止めるよう指導する。
- 朝トレーニングは体操服、素足で行うよう指導する。
- 体操服の下は、袖が体操服から出ない下着をつけるよう指導する。
- スカートの下にスパッツなどはく場合は、衛生面に気をつけるよう指導する。
- 家の都合によりスパッツに替わる体操ズボン（ハーフパンツ）も許可する。
- 体操ズボン等をはく場合は、スカートの下から出さないよう指導する。

平成30年4月27日策定